

## 議事録

### 【令和5年度広島県再犯防止推進連絡会議】

- 日 時 令和5年7月31日（月）13：30～15：30
- 場 所 広島県庁本館6階 講堂
- 出席者 別紙のとおり
- 議 題 広島県における再犯防止施策の全体像～相互理解と連携強化に向けて～
- 概 要

広島県再犯防止推進連絡会議設置要綱に基づき、「広島県再犯防止推進計画～更生支援の推進～」の進捗状況に関する意見聴取、及び関係機関相互の状況共有等を目的として、令和5年再犯防止推進連絡会議を開催した。

また、今回は計画策定後における初めての対面開催であったため、今後の連携強化に向けたきっかけとするため、施策に関わる部署や機関、団体それぞれの役割や取組内容等、基本的な事項の共有を行うこととした。

#### 1 開会挨拶

#### 2 広島県からの報告：全体概況と県計画の進捗状況について

##### (1) 全体概況について

###### ア はじめに

- ・計画策定後初めての対面開催となっているため、県計画の具体的な進捗状況に入る前に、近年の再犯防止をめぐる状況やそれを踏まえた県計画の内容等、基本的なことから説明する。

###### イ 全体概況について

- ・平成28年～令和3年までのデータによれば、犯罪・非行をした者の中には高齢や疾病、貧困、社会的孤立を始めとした様々な生活上の困難、生きづらさを抱えている人が少なくないという、計画策定時と概ね同様の傾向が継続していた。
- ・引き続き、生きづらさの解消が必要という認識のもとに、計画を推進していく必要がある。

###### ウ 広島県計画の概要について

- ・県計画は、生活上の様々な困難を解消することで更生を支援するという視点を軸に、具体的に必要な施策を「目指す将来の社会像」から逆算して検討している。

- ・施策体系は、「社会の理解促進・支援基盤の強化」、「生活上の基本ニーズの確保・回復」、「社会参画の実現」という項目となっており、最初の項目から積みあがっていくイメージ。
- ・個別のケースによって本人の状況は様々であるため、3つの項目すべてについて同時並行で取組を推進している。

#### エ おわりに

- ・以上のように、施策の内容は生活全般にわたっており、庁内においても幅広い関係課が関わっているため、今後関係機関の連携を推進していくためには、まずはどのような機関がどのような業務を担っているか、認識を共有する必要がある。
- ・各課からの進捗報告では、どの部署がどのような業務を所管しているかにも注目しながら聞いてほしい。

## (2) 環境県民局県民活動課

#### ア 所管事業

- ・当課は再犯防止推進計画を所管しているため、関係課と調整しながら計画全体の進捗管理を行っている。施策体系における具体的な取組は、次のとおりである。
- ・まず、「社会の理解促進・支援基盤の強化」の項目では、市町における計画策定の支援や、関連計画に更生支援を盛り込むための調整、社会を明るくする運動への協力等を行っている。
- ・また、「社会参画の実現」の項目では、広島保護観察所や広島地方検察庁刑事政策総合支援室と協力し、「刑事司法手続終了者に対する就労支援事業」という、就労支援としての入口支援、出口支援を推進している。
- ・計画を所管しているため、その他の項目についても取組を行っているが、時間の都合もあるため、これらの中から抜粋して説明する。

(以下、資料⑤「広島県再犯防止推進計画～更生支援の推進～」の進捗状況について(R4)の説明)

#### 【1 社会の理解促進・支援基盤の強化】

#### イ 「(1)社会の理解促進」①の、市町における再犯防止推進計画策定支援について

##### (ア) 令和4年度を取組

- ・県では計画を策定した令和3年度から、「再犯防止推進市町会議」を開催している。

令和4年度は再犯防止施策において市町に期待される役割や計画に盛り込む内容等、計画策定に必要な情報提供を行った。

- ・また、策定に向けて検討している個別の市町について、情報提供等の支援を実施した。
- ・実績としては、令和4年度末時点で17市町が策定済となっている。

#### (イ) 課題と令和5年度の取組

- ・策定の予定がない市町もあるため、市町の主体性を尊重しつつも、県としては策定に向けた検討が進むよう、引き続き理解促進を図っていく必要がある。
- ・計画策定済の市町についても、「具体的にどのような取組を行ったらよいかわからない」といった声もあるため、今後は計画の実行性を高めていくための支援も行っていく必要がある。
- ・これらの課題の背景には、自治体職員が刑事司法になじみがなく、具体的なイメージを持ちづらいことも一因ではないかと考えられるため、会議の開催に加え、刑事司法の実態を体感的に理解できるような研修を行うことも検討している。例えば、日々受刑者と接している関係者による講義等である。

#### ウ 「(1)社会の理解促進」②~④の概要について

- ・②~④については簡単に説明する。
- ・まず、先ほど確認したように、施策の内容は生活全般にわたる支援となっているため、関連する分野も多くなっている。そこで、それらの分野においても更生支援の視点が盛り込まれるよう、関連計画が改定される際の調整、関連する分野の会議における更生支援の説明を実施している。
- ・また、社会を明るくする運動については、更生支援に関心のない県民への広報等も重要であるため、県のSNSを活用した県民一般への広報を実施している。
- ・これらの取組については、今年度も継続実施する。

#### エ 「(2)支援基盤の強化」①~③について

- ・この項目についても、簡単に説明する。
- ・(1)社会の理解促進が、県民一般等幅広い主体を対象とした取組であったのに対し、こちらは支援機関や団体等、より支援に近い主体を対象とした取組となっている。
- ・例えば、連絡会議会員とも協力して、「司法と福祉の連携」等、異なる分野について相互理解を進めることとしており、今回の連絡会議もここに位置付けられる。
- ・この「分野を跨いだ連携」については、後ほど就労支援事業の部分でより詳しく説明する。
- ・また、更生保護ボランティアの人材確保も重要となっているところ、県では令和3年度から県退職者への広報を行い、年に1~3程度ではあるが保護司になられる方がお

り、一定の成果がみられている。

- ・今年度は、デジタル技術を活用した広報についても検討する。

## 【2 生活上の基本ニーズの確保・回復】

- ・部分的に関わっているが、他課の所管がメインとなっているため、今回は説明を省略する。

## 【3 社会参画の実現】

### ア 「(2)修学等の支援」について

- ・順番は前後するが、先に(2)から説明する。
- ・この項目の趣旨であるが、修学は就職先にもかかわるなど、将来の選択肢に関わる点で重要性を持つが、少年院退院者や保護観察対象少年に対して、修学支援の情報が十分には届いていないという問題があった。
- ・そこで、教育委員会や県の学事課と協力し、保護観察所や少年院を通じて高等学校の授業料支援に関するパンフレットを送付するなどの取組を行っている。

### イ 「(1)就労に向けた支援」①~③について

- ・これらの項目は県民活動課で委託実施している「刑事司法手続終了者に対する就労支援事業」に関わるものとなっているため、まずは簡単に事業内容を説明する。

### (ア) 「刑事司法手続終了者に対する就労支援事業」の概要

- ・この事業は、犯罪や非行により就労が困難な状況にあるが、刑事司法手続の終了により、支援を受けることができなかった者（起訴猶予者等）や、国の支援が終了した者（保護観察や更生緊急保護が終了した者）に対し、就職活動支援、及び就職した後の職場定着支援を行うというもの。
- ・保護観察所、及び検察庁と申合せ書や協定を結び、連携して進めている。
- ・就職活動支援は、就職準備支援や面接への付き添い等により、対象者を協力雇用主までつなげるという支援。
- ・就職が決まったら職場定着支援に移行し、支援対象者及び協力雇用主の双方に対して助言や相談対応等を行い、就労が継続するように支援する。

### (イ) 令和4年度の取組

- ・本事業は令和3年6月から開始したものであるが、この間に事業の実態や課題等が見えてきたため、令和4年度は事業を継続実施するとともに、課題分析及びそれを踏まえた改善策の検討を行った。

## (ウ) 課題分析の結果と改善策の検討結果

### a 課題①：早期離職への対応

- ・就職後、3か月以内の早期に離職する者が一定数おり、そのほとんどが出奔という態様だった。
- ・これについて支援員等にヒアリングを行ったところ、出奔する人には、相談がほとんどない、コミュニケーションが苦手と感じられる、資格や運転免許証を持っていないといった、一定の傾向がみられた。
- ・これらの傾向は境界知能域の特性と重複する点が多いことから、境界知能に関する研究等を参考に、就労継続率向上に向けた取組を検討した。
- ・その一環として、認知機能の向上に効果的とされるコグトレを県事業に導入する方法についても検討し、この分野の第一人者である広島大学の宮口教授にヒアリングを実施した。

### ⇒改善策

- ・ヒアリングの結果、コグトレを本事業に導入するためには、委託先や場所の確保等、様々なハードルがあることが判明したため、境界知能そのものにアプローチするのではなく、境界知能であったとしても就労を継続できるような事業への変更を検討した。
- ・令和4年度には仕様書を変更し、支援期間の延長や転職活動支援の導入等により、対象者の特性に寄り添った支援への変更を図った。
- ・また、境界知能について周囲の人の理解が進めば、対象者への接し方も変わり、就労継続にもつながると考えられるため、令和5年度には境界知能についての理解を深めるための会議・研修等を検討する。

### b 課題②：就労支援の枠組みだけでは対処できない、複合的な問題に対処する必要性

- ・事業を推進する中で、対象者は就労以外のニーズを抱えていることが分かってきた。
- ・例えば、対象者の約8割は事件時住居がない。これに対しては、支援員が社宅付きの雇用主につなぐなどにより対応しているが、就労先が社宅付きの雇用主に制限されてしまうという問題が生じている。
- ・また、アルコール依存症や知的障害を抱えていた事例もあり、必要に応じて福祉的・医療的な支援も提供できる体制にする必要がある。
- ・ロジックツリーで示した支援内容について、どれか一つだけの問題を抱えているというケースはあまりなく、多くの人は複合的な問題を抱えているという実態が見えてきた。

⇒改善策

- ・令和4年度は仕様書を改定し、就労継続が困難になった場合の福祉へのつなぎ支援を導入した。
- ・令和5年度では、複合的な問題に対処できるよう、関係機関との連携を強化していきたい。

c 課題③: 協力雇用主に関する取組の強化

- ・就労支援事業において協力雇用主の存在は必要不可欠であるため、協力雇用主に関する取組も強化していく必要がある。
- ・協力雇用主は国の制度となっていることもあり、現状では積極的に取組を実施できていない。しかし、県としてもできることを実施していきたいと考えているため、保護観察所との情報共有や意見交換により、効果的な施策の在り方を検討していきたい。
- ・また、協力雇用主の業種が建築業に偏っており、対象者の希望する職種がないことがあるため、業種の拡大という観点からも検討したい。

以上

※以下、各課の進捗状況一覧表に関する報告における（）内の項目番号は、すべて資料⑤の項目と対応している。

### (3) 健康福祉局地域共生社会推進課

ア 所管事業

- ・広島県地域生活定着支援センターを設置し、高齢又は障害を有するため福祉的支援が必要である、矯正施設退所者や執行猶予者等に対して社会復帰支援と、地域生活の定着分類支援を行っている。
- ・本事業は広島県社会福祉士会に委託して実施しており、刑事司法関係機関や地域の福祉関係機関と連携しつつ、矯正施設退所者等の帰住地調整を行うコーディネート業務や、受け入れ施設への助言等を行うフォローアップ業務、犯罪や非行をした方の福祉サービス等の利用調整や継続的な支援などを行っている。

イ 進捗状況一覧表の説明

(ア) 入口支援の推進（2(2)ア①）

- ・令和4年度から定着支援センターの支援対象者に「執行猶予者等」を加え、支援機能の拡大を図った。

- ・令和4年度の実績は6件であり、令和5年度においても関係機関との定期的な会議を行い、支援の充実を図っていききたい。

(イ) 支援を必要とする対象者への支援（2(2)ア③）

- ・広島地方検察庁や広島保護観察所との連絡会議等を行い、定着支援センターによる支援を必要とする方が支援を受けられるよう連携を密にした。
- ・令和5年度においても、引き続き関係機関との情報共有を行い、定着支援センターによる支援に着実につなげていききたい。

(ロ) 定着支援センターの取組に関する広報活動（2(2)ア⑤）

- ・定着支援センターの活動や、出所者の地域定着支援に関する広報活動として、毎年センターによる講演会を開催している。
- ・その他、社会福祉士会による講義などでセンターの取組を紹介しており、今後も様々な機会を通じて広報に取り組んでいきたい。

(ハ) 司法関係機関との連携（2(2)ア⑥）

- ・定着支援センターの活動においては司法関係機関との連携が欠かせないことから、定期的に連絡会議を行っており、令和4年度の中途からは弁護士の方にも参加してもらっている。
- ・令和5年度においても関係機関との連携を着実に推進し、支援の充実を図っていききたい。

以上

(4) 土木建築局住宅課

ア 所管事業

- ・公営住宅の関係で、県営住宅に関すること、例えば建設計画の作成や入居者の管理、市町の公営住宅に関する指導などを行っている。
- ・民間の賃貸住宅への入居について、広島県居住支援協議会を組織している。この協議会の会員としては、広島保護観察所や、居住支援法人（入居を支援する団体）である広島県社会福祉士会、県民活動課や社会援護課を始めとした庁内関係課、市町の関係課、不動産関係団体などである。
- ・居住支援協議会では、刑余者、障害者、高齢者など、住宅の確保に困難を抱えやすい、住宅確保要配慮者と呼ばれる方が民間賃貸住宅に円滑に入居できるような方策を協議する。

## イ 進捗状況一覧表の説明

### (7) 居住支援協議会の活動（2(1)③）

- ・取組の方向性は、「新たな住宅セーフティネット制度」に位置付けられる取組の推進である。
- ・具体的には、セーフティネット住宅（要配慮者という特性だけで入居を断らない住宅）の登録促進や、居住支援法人、特に保護観察対象者を対象とする法人の増加に向けた取組の推進である。
- ・令和4年度には、事務局職員が居住支援を実施する民間団体の研修会に出席し、居住支援法人の指定に向けた働きかけを実施した。
- ・実績としては、保護観察対象者等を対象とする居住支援法人の数が3法人（R3末）から6法人（R4末）、セーフティネット住宅の数は8,126戸（R4.1）から22,742戸（R5.4）まで増加している。
- ・今後の課題としては、セーフティネット住宅の所在地や居住支援居住支援法人の活動エリアは広島市や福山市に多く、その他の市町には少ないなど、地域的に偏在しているという問題がある。そのため、令和5年度においては県下全域に行き渡るような体制の整備を目指し、市町と連携しながらセミナー開催等により制度を周知していきたい。

以上

## (5) 健康福祉局薬務課

### ア 所管事業

- ・薬物乱用防止対策等を所管している。

## イ 進捗状況一覧表の説明

### (7) 薬物依存者及びその家族への支援（2(2)イ①）

- ・研修や依存症回復支援事業を実施。
- ・具体的には、パレアモア（県立総合精神保健福祉センター）のほか、拠点機関である瀬野川病院に協力してもらいながら研修を実施するとともに、パレアモアにおける依存症回復プログラムの実施、相談対応、普及啓発活動等に取り組んでいる。
- ・薬物相談事業推進連絡会議を開催し、関係者間の情報共有を進めている。

- ・これらの取組については今後も実施していき、依存症者の相談対応や関係機関の連携を深めていきたい。

以上

## (6) 健康福祉局社会援護課

### ア 所管事業

- ・生活保護、生活困窮者自立支援制度を所管している。

### イ 進捗状況一覧表の説明

#### (7) 生活困窮者自立支援制度における一時生活支援事業（2(1)②）

- ・一時生活支援事業とは、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定期間宿泊場所や衣食の提供を行うもの。入居中に自立相談支援事業と連携し、状況に応じて就労支援等の自立支援を行うこともでき、退所者等に対してはアパート等への入居支援や情報提供、助言など、日常生活を営む上で必要な支援を行う。
- ・23市町中11市町で行われている。
- ・令和4年度には管内課長会議等において実施状況等の情報提供を実施し、実施の促進を図った。
- ・地域の状況によっては事例がない等の理由で予算化が困難なところもあるが、令和5年度においても会議や研修において事例の共有等を行い、広域実施も含めて取組の推進を図る。

#### (4) 生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業（3(1)④）

- ・この事業は、原則1年を超えない期間で、一般就労に必要な基礎能力の形成を目的として、就労自立に向けた支援を行うもの。
- ・より多くの市町で行われるよう、情報提供等を行っている。
- ・任意事業であり、23市町中、12市町で行われている。
- ・令和4年度には、管内課長会議等において実施の促進を図った。
- ・地域の状況により予算化が困難なところもあるが、会議等における説明や国のコンサルティング事業を活用し、県内市町における実施を促進していく。
- ・なお、本事業は現状では任意事業であるが、国において必須事業化する方向で検討されている。

以上

## (7) 警察本部生活安全部生活安全総務課

### ア 「減らそう犯罪」第5期ひろしまアクションプランの推進（1(1)②）

- ・ R3～R7の5年計画で推進している。
- ・ アクションプランの中に再犯防止の推進を掲げている。
- ・ 令和5年度においても引き続き取組を推進する

### イ 薬物依存者への支援（2(2)イ②）

- ・ 警察では検挙した薬物依存者に対して、相談窓口の案内や警察庁作成のパンフレットの配布などを行っている。
- ・ 今後は、取組がより効果的となるよう、関係機関と連携、調整して取組を継続していきたい。

### ウ 子供に対する性犯罪・ストーカーに関する取組（2(2)ウ①）

#### (ア) 子供に対する性犯罪

- ・ 13歳未満の子供に対して、強制わいせつ等の性犯罪により服役し、出所した者のうち、警察庁により再犯防止措置対象者として登録された者に対して、所在確認や面接等を実施して、再犯防止及び対象者の社会復帰を支援する取組を推進している。
- ・ 刑法等の一部改正を受け、今後は罪名の追加や年齢を拡張し、対応する。（13歳未満→16歳未満）

#### (イ) ストーカー

- ・ ストーカー加害者の中には、被害者に対する執着心や支配意識が非常に強く、検挙されてもつきまとい等をくり返す者がいる。
- ・ 加害者を精神科医や心療内科医等の医療機関による治療等につなげ、被害者に対する執着心等を取り除くため、カウンセリングの受講等を勧めている。
- ・ 令和4年中は、カウンセリングを勧めた件数は13件、うち治療を受けたのは2件。本年6月末時点では、カウンセリングを勧めた件数は8件、治療を受けた事例はない。
- ・ 引き続き、本制度が効果的に運用されるよう、部内への周知及び医療機関への協力の働きかけを行っていく。

### エ 少年サポートセンターによる少年の立ち直り支援（3(1)②）

- ・ 活動内容は、少年やその保護者、学校関係者からの相談の受理、非行少年等の継続補導や立ち直り支援、学校等関係機関・団体との連携、少年サポートルームによる居場所づくり等である。

- ・特に居場所づくりでは、警察職員やボランティアと一緒に野菜づくり等の様々な体験を共にすることで、コミュニケーションや社会の一員としてのルールを学び、再非行を防止する取組を継続的に推進している。
- ・H25 に少年サポートセンターふくやま、H27 に少年サポートセンターひろしまを設置し、本年4月、少年サポートセンターひがしひろしま準備室を開設した。
- ・今後も関係機関との相互連携により少年の更生を図る取組を推進していく。

以上

### 3 会員からの報告

#### (1) よりそい弁護士制度について（広島弁護士会）

##### ア 弁護士の業務について

- ・ 弁護士は犯罪をした人を刑事手続（捜査段階、刑事裁判）の中で支援する。
- ・ 弁護士業務の経験から、犯罪をする人は生活困窮や高齢、障害など、何かしらの課題を抱えていることが多いと感じている。

##### イ 「よりそい弁護士制度」の概要

- ・ 昨年7月から開始した。
- ・ 弁護士が弁護人、付添人の立場が終わった後においても、起訴猶予者等（入口支援対象者）や出所者等（出口支援対象者）に対して、対象者の課題に応じて、関係機関と連携しながら福祉的支援や法的支援等を行う制度。
- ・ 例えば、課題が生活困窮であれば、生活保護申請手続への同行や帰住先調整を行う。
- ・ また、法的支援について、背景にあるのが借金問題であれば借金の整理、親族関係に問題があれば離婚や養子縁組の解消等による紛争解決、認知症等で財産管理ができないということであれば後見制度の利用に向けた支援を行う。

##### ウ 「よりそい弁護士制度」設立の趣旨

- ・ 弁護人という立場は、釈放された後や判決が出た後には失われるため、その後の支援をするのが難しいという課題を抱えていた。
- ・ 入口支援については、釈放直前まで関わっているため、比較的支援がしやすく、理解のある弁護士は本制度がない時代から支援を行っていた。
- ・ 他方で、出口支援については、弁護人の地位が外れ、刑務所等に一定期間入った後の話になるため、弁護士との接点がほとんどなくなってしまい、本制度がない時代においては支援が行き届いていなかった。
- ・ 以上のような状況を踏まえ、何かしらの支援をできればということで、本制度が設立された。

##### エ おわりに

- ・ 始まったばかりの制度であり、関係機関に協力をお願いすることもあるかもしれないが、よろしく願いしたい。
- ・ 特に弁護士による出口支援は新しい制度になるので、使ってもらえる制度になるよう、期待に応えられるようにやっていきたい。

以上

## (2) 就労支援の現状について（広島県就労支援事業者機構）

### ア 就労支援事業者機構の組織について

- ・一種会員（経済団体）、二種会員（一般事業者）、三種会員（協力雇用主）、四種会員（個人、非営利法人・団体）、賛助会員の5種類で構成される。
- ・協力雇用主は県下に約800社あるが、対象者はそこまで回ってこない。また、建設業関係が多い。

### イ 機構の事業内容

- ・県下に約800ある協力雇用主に対して、対象者の就職の支援をするのが機構の仕事。仕事がない対象者を協力雇用主までつなぐ支援を行っている。
- ・これまでは専ら出口支援に取り組み、保護観察所から紹介された対象者の支援を行っていた。
- ・現在は県から委託を受けて、検察庁から紹介された支援を行う入口支援も実施している。支援には人件費等の経費が掛かるので、それを県が負担している。
- ・また、弁護士会とも協定を結んでおり、仕事についていけば執行猶予が見込まれるようなケースにおいて、弁護士からの依頼で機構が支援を行っている。

### ウ 課題

- ・事業を推進する中で一番困っているのは、対象者には住む場所がない者が多いこと、特に検察庁からの照会、すなわち入口支援対象者には住まいがない人（路上生活者）が多いことである。
- ・その人を雇用主になんとか引き受けてもらえるようお願いするが、そのためには寮費がかかり、これが大変な負担になる。
- ・そのため、今回は県営住宅等、公営住宅に関する説明もあったが、住宅が確保されるということが就労支援においてもとてもありがたい。ぜひとも進めてもらいたい。
- ・路上で生活していた人は、マンションに入るのを嫌がる人もいるが、それを続けていれば犯罪の繰り返しになるため、家に住む癖をつけなければならない。公営住宅で引き受けてもらうことが、全体から見れば犯罪を減らす大きな力になる。
- ・公営住宅を活用することで就労支援が進むということは間違いないと思われるため、どうか一つお願いしたい。

以上

### (3) 広島県社会福祉士会の居住支援事業について (広島県社会福祉士会 居住支援センター)

#### ア 社会福祉士の業務

- ・個人の生活支援が主たる業務であるので、いずれの他の関連する機関・団体と支援内容がつながり、一部重なっている。
- ・社会福祉士の養成テキストでは、更生保護の定義は、罪を犯した人が再び犯罪をしなくてすむような地域社会、社会環境を作ること定義されており、社会福祉の考え方と重なる。

#### イ 社会福祉士会による居住支援事業

- ・住宅セーフティネット法第40～42条が根拠
- ・同法に基づいて、居住支援法人の指定は都道府県知事（住宅課所管）が行っており、新法人を作るのではなく、既に法人格を持っている団体が要件を満たしておれば指定する。
- ・居住支援法人は住宅確保要配慮者が一人で住宅確保するのは困難なので、本人と不動産事業者・家主・家賃債務保証保険会社の間に立ってつなぐ役割がある。

#### ウ 居住支援における課題

- ・入居するためには、まず保証人の有無を聞かれるが、支援対象者は家族や親族と絶縁状態にあり、また、知人もいないため社会的に孤立しており、保証人の確保は難しく一般住宅に入居するのが難しい。そのために居住支援法人が保証人の代わりに「緊急連絡先」になっている。この問題を解決するためには、再犯防止推進計画にも掲げられている「社会の理解促進」に関する取組の推進が重要であり、避けては通れない。
- ・居住福祉の領域では、住居というのは日常生活、社会生活をつくる基盤でありその積み重ねが人生であるので、住居の確保というのは生活を作る出発点であり、社会的に保証することが課題である
- ・同計画策定当時には住居問題があまり認識されていなかったが、住宅確保問題をきちんと書きこみ、居住支援法人を増やすことが良いと思う。
- ・家主や不動産事業者の懸念していることとして、社会的に孤立した人が行方不明や死亡した場合等における住宅の清掃、残置物の処理、賃貸契約の解除等の問題があり、なかなか社会的理解が進まない。それを解決していくために家賃債務保証保険会社および居住支援法人がそれらを担う必要がある。
- ・犯罪をした人については、社会的孤立の状態が典型的にみられる。また、もっと問題なのは自己の有用性の認識が低く「低い自尊心」であり、低い方は他人の尊厳もなかなか考えられない。支援は社会環境を整えつつ「自己尊重する心」をどう回復していくか

が問題である。

- ・生活困窮に加えて精神疾患を持っている方が目立つ。鍵をかけたり掃除をしたりするなど、日常生活における基本的な生活習慣の行為が難しい。また、住民票や個人番号カード、携帯電話の取得等、社会生活の基盤がとても脆弱になってしまっている。
- ・このように、必要な支援が多く多岐にわたるため、居住支援センターは伴走型支援を続けなければならなくなるが、現状の体制ではいつまでもすべて支援することは難しい。そのため、地域包括支援センター等につなぎたいが、引き受けてもらえないこともある。再犯に及ばないようにするために、次の課題としては、地域包括支援センターや、障害者であれば障害者相談支援事業所などの生活支援を担う行政機関につなげるようにしていくことだと考えられる。地域において居住支援法人や地域包括支援センター等との連携支援システムを作らないと、伴走型支援はうまくいかない。
- ・家賃債務保証保険については、同協会が過去の例を踏まえて、赤字に陥らないために協会内部で基準が作られていると聞いている。例えば生活困窮による万引きなど犯歴が2回以上、隣人トラブル、保護期間中の被逮捕歴があったりすると、生活保護申請者でも同保険から断られることがある。生活保護制度では被保護者が保護期間中逮捕されると、ただちに生活保護が廃止され、家主に翌月の家賃は入らないが、家主は保険会社から家賃を受け取る。そして、保険会社が損害をこうむってしまう。現在、その予防策として安否確認等の伴走型支援を行うなどの方向で、保険会社と基準引き下げを協議している。

以上

#### (4) 保護観察所における再犯防止の取組について（広島保護観察所）

##### ア 改正更生保護法の施行に伴う、「息の長い支援」の実現に向けた地域援助の実施

###### (ア) これまでの経緯

- ・これまで、保護観察対象者の処遇については、保護司と保護観察官の協働により、指導監督や補導援護を行ってきた。
- ・しかし、対象者の「生きづらさ」に関わる生活支援に着目すると、保護観察所、行政機関、保護司が個別に対応し、対象者の抱える貧困や疾病、虐待、教育、孤立等の問題に的確かつ迅速に対応することができなかった。
- ・そして、地域社会における適切かつ継続的な支援を受けていなかった人が再犯に至っている状況がみられた。
- ・司法と福祉分野における連携については、一部においてケア会議などが行われているが、関係機関が参集する根拠がなかったため、単発的なものに終わっていた。

- ・このような中、再犯防止推進法に基づき地方公共団体における計画策定が進んだことで、関係機関相互の顔の見える関係構築、効果的な役割分担と連携を図る根拠となってきた。

(イ) 改正更生保護法の内容

- ・この改正法は、今年の12月までに施行される予定である。
- ・支援対象者が拡大し、満期釈放者や保護観察終了者等、刑執行終了者についても、立ち直りに必要な支援が継続的に受けられるようになる。
- ・また、これらの地域援助が保護観察所の業務として明記された(同法88条等)ことで、過去に犯罪や非行をした者のうち、地域社会で安定した生活を送るうえで医療、保健福祉、就労、住居等の各種支援を必要としている者に対して、保護観察所自らが援助を行うとともに、地域資源への円滑な確保に向けた、市町レベルでの支援ネットワークの構築に取り組んでいくこととなる。
- ・対象者の生活は保護観察終了後も続いていくことから、終了後の生活を地域で支援していくための、関係機関の連携に期待が寄せられており、そこに「息の長い支援」が実現する。

(ウ) おわりに

- ・引き続き、更生保護行政へのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

以上

#### 4 意見交換・質疑応答

(委員)

最後の保護観察所の話聞いて、少し質問したいと思います。私ども、先ほど申しましたように住居を確保して入居支援というのを、地域に借りるんですけど、すぐ移されてしまったりとか、どうしても犯罪者・再犯者に対する理解にまだまだ距離がある。ただ、彼らを地域生活をしていくとか保護観察所とか言われていますが、地域を歩いていると更生保護施設の建物があるんですけど、ああいうのを活用できるということなんでしょうか。私どもも参画させてもらえると、楽に伴走型支援ができると思っています。

(委員)

質問ありがとうございます。

これからは、一機関だけではなく関係機関が協働して、協力し合って一人の対象者の処遇を進めていくことにもなります。今、私だけの判断ですが、保護司会が各地区にサポートセンターという施設を抱えていますし、一つのスペースとして、そういうところを活用し、地域でケア会議することも考えられます。

余談になりますが、私実は医療観察制度と申しまして、殺人や放火など重大な事件を起こした精神障害者の社会復帰を支援する社会復帰調整官としてここ17年処遇に携わってまいりました。広島県で言えば、精神保健福祉行政（疾病対策課）が担当することになります。対象者を担当することによりまして、生活圏に近いところで定期的にケア会議を開催しています。

そこには精神科医療機関、包括支援センター、保健所や区の保健センターの行政機関等が参集し、情報共有しながら、統一した処遇方針で、地域で見守りを続けます。重大な殺人放火をした対象者は、入院治療が終わって、地域で3年間の見守りがあるのですが、そのうち重大な再犯率が1.7%、世界的な評価では6%、7%と言われています。それより低いというのは、やはり関係機関が集まり、時間の無駄にも思えるかもしれませんが、費用対効果はあります。関係機関が寄り集まって、そこで情報共有して餅は餅屋で処遇を進めていく。

精神保健福祉という大きなフィールドの中に特別法での医療観察制度でありましたが、今は小さい保護観察制度を地域社会に更生保護行政を広げていく始まりとっております。医療観察制度の対象者に対しても関係機関を含めて、当初は陰性感情が強くありましたが、処遇を積み重ねていく中で距離が縮まり期待も増えてきていますので、社会を明るくする運動を含め普及啓発もしていきたいと考えています。

余談になりましたが、よろしくをお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。そのほかにはいかがでしょうか。それでは委員をお願いします。

(委員)

ご質問、意見についてですが、今日の県の進捗状況についてです。

2 ページのところ、刑余者等については、住居の確保が大事だっていうところが、話題としても後半で話題になっています。この 2 ページの②③④、このあたりに関係するところですけども、こういった方たちに対する住居の確保について例えば、③だと、居住支援法人が 3 法人から 6 法人に増えたとか、住宅数が増えました、こういう報告がありました、これが保護観察対象者とか刑余者、こういう方たちに提供されたとかこういう実績というのがあるのか、④に関しては、連帯保証人を廃止したことによって、利用できるようになった人っていうのが実際にいたのかいないのか、もしくは把握していないのか。実際の利用状況とか、こういうふうにご利用できましたっていう事例でも良いんですけども、そういうところを御紹介いただけたらなというところと、⑤につきましては、他の県内の市町で保証人が撤廃されていない市町があるっていうことだと思うんですけど、そこには、どんなことがネックになっていてとか、そういう課題がわかればご紹介いただきたければと思いますのでの質問です。

それを踏まえて、利用勝手の良いものにするためには、どんな課題があって、どんな支援が必要なんだろう、制度を変えるにあたって、変えるなり周知するのにどんなことが必要かっていうことを紹介いただきたいなと思ひましたのでの質問です。

(委員)

ありがとうございます。

居住支援法人が 3 法人から 6 法人に増えたというところですが、どのような実績があるかということについては、今詳しくお伝えできることはないんですけども、今まで刑余者を支援してきた団体さん、法人にまた新たに登録していただいているので、支援は過去から続いてきているものだと思います。この法人が増えるということについての利点というのは、その法人が活動するうえで、県の認定した法人というところで活動しやすくなるところがひとつ大きいところかと思いますが、それによりどうなったかというのは詳しく確認できていないので、またわかるのであればご紹介させていただけたらと思います。

連帯保証人の件なんですけれども、県営住宅の入居要件としまして令和 2 年 3 月に連帯保証人が 2 人いないといけなかったのを、緊急連絡先 1 名だけということに緩和したところ。ただ、これが刑余者の方に対してどのくらい影響があったかというのは追えていないところ。というのが、県営住宅に入る時に、入る方がここに再犯歴があるかについては照会していない。そこまで把握して入居審査していないところなので、再犯歴があるかどうかということまで区別していないところで、入居要件としてあるので、再犯歴のある方が利用しやすくなったかという効果は、検証できていないところがあります。

連帯保証人の市町の撤廃については、担当がまた別なので、詳しくないので、また調整して紹介させていただきます。

(事務局)

ありがとうございました。また状況を確認した上で別途報告をさせていただきたいと思  
います。

それでは、時間に近づいてまいりましたが、そのほかどうでしょうか。また、何か気にな  
ること等ありましたら、ご連絡いただけたらと思います。